

# 会社未対応時の 年末調整・確定申告 対処マニュアル



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。  
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。  
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

## 会社が年末調整を行う義務

所得税法上、給与を支払う会社（給与支払者）には、従業員の年末調整を行うことが義務付けられています。会社が正当な理由なく年末調整を行わないことは、所得税法違反となります。

| 違反内容                     | 罰則                               | 根拠法令      |
|--------------------------|----------------------------------|-----------|
| 年末調整を行わず、正しい税額を徴収しなかった場合 | 1年以下の拘禁刑<br>または50万円以下の罰金         | 所得税法第242条 |
| 源泉徴収した所得税を国に納付しなかった場合    | 10年以下の拘禁刑<br>または200万円以下の罰金（併科あり） | 所得税法第240条 |

**会社が年末調整をしてくれないケース**

## 会社が年末調整をしてくれないケース

会社が従業員の年末調整を行わない背景には、いくつかの状況が考えられます。

| 状況               | 考えられる背景                                                                                                                                     |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 年末調整の必要性を認識していない | <ul style="list-style-type: none"><li>起業間もない、または小規模な事業で、経理・税務に関する知識が不足している。</li><li>従業員から「扶養控除等（異動）申告書」が提出されていない。</li></ul>                 |
| 源泉徴収の認識すらない      | <ul style="list-style-type: none"><li>特にパート・アルバイト従業員に対し、給与から所得税を天引き（源泉徴収）せずに全額を支払っている。</li><li>源泉徴収を行っていないため、年末の精算（年末調整）という概念がない。</li></ul> |
| 故意に年末調整をしない      | <ul style="list-style-type: none"><li>手続きが煩雑で手間がかかるため、意図的に避けている。</li><li>コンプライアンス意識が低く、従業員からの指摘に応じていない可能性が高い。</li></ul>                     |

パートやアルバイトであっても、1年を通じて勤務している従業員や年途中で就職して年末まで勤務している従業員など、要件に該当すれば年末調整を実施する義務があります。また、会社は対象となる従業員の給与から所得税を源泉徴収し、国に納付する義務があります。

# 会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

# 会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

---

## 1. 所轄の税務署に相談・情報提供を行う

会社の所在地を管轄する税務署に違法行為を伝え、指導を促す方法です。特に、会社が意図的に義務を怠っている場合に有効です。

国税庁のウェブサイトには「[課税・徴収漏れに関する情報の提供](#)」窓口が設置されており、匿名での情報提供も可能です。提供された情報に基づき、税務署から会社へ行政指導が行われ、状況が改善される可能性があります。

国税職員には厳格な守秘義務があるため、情報提供者の情報が会社に伝わることはありません。

# 会社が年末調整をしてくれない場合の対処法

---

## 2. 自身で確定申告を行う

払い過ぎた所得税の還付を受けるため、または不足分を納税するために、**自分で確定申告を行います。**

### 1. 源泉徴収票の入手

- まずは会社に源泉徴収票の発行を依頼します。
- 源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」などの欄が空欄であれば、年末調整は行われていません。

### 2. 源泉徴収票が発行されない場合

- 会社が発行を拒否する場合は、管轄の税務署に「源泉徴収票不交付の届出書」を提出します。
- この届出書を提出する際は、手元にある給与明細書の写しを添付します。
- 届出に基づき、税務署から会社へ発行を促す行政指導が行われます。

### 3. 確定申告の手続き

- **申告期間**：原則として、所得があった年の翌年2月16日から3月15日までです。
- **作成方法**：国税庁ウェブサイトの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って申告書を作成できて便利です。
- **提出方法**：作成した申告書を、自身の住所地を管轄する税務署に提出します（e-Taxによる電子申告も可能）。

**会社の年末調整の対象とならない従業員**

## 会社の年末調整の対象とならない従業員

---

会社に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していても、以下の条件に該当する場合は年末調整の対象外となり、原則として自身で確定申告が必要です。

- その年の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- 災害により、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人
- 2か所以上から給与を受け取っており、他の勤務先に扶養控除等（異動）申告書を提出している人
- 年途中で退職し、特定の条件（※）に該当しない人
- 非居住者（国内に住所がない、または1年以上居所がない人）
- 日雇労働者など、継続して同一の雇用主に雇用されていない人

### ※中途退職者でも年末調整の対象となる主なケース

- 死亡により退職した
- 心身の障害により退職し、年内の再就職が困難と見込まれる
- 12月分の給与を受け取った後に退職した
- パートタイマー等で、その年の給与総額が123万円以下（退職後に他で働く見込みがない場合）

## 【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。